市役所は毎週土曜日開庁しています

ご存じですか？ ひとり親家庭の福祉制度

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。

◆児童扶養手当

【支給対象】18歳に達した日の属する年度の末日まで（身体障害者手帳1級～3級程度・愛の手帳1度～3度程度の障害がある場合は20歳未満）の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している母または養育者

①父母が離婚した児童②父が死亡または生死不明である児童③父が重度の障害を有する児童④父が1年以上拘禁されている児童⑤父に引き続き1年以上遺棄されている児童⑥婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

【手当額】申請の日の翌月分から

<児童1人目>**全部支給**月額41, 720円、**一部支給**月額41, 710円から9, 850円までの所得に応じた額

<児童2人目>月額5, 000円加算

<児童3人目以降>1人につき3, 000円加算

※所得制限があります（児童の父から受ける養育費の8割も所得に算入されます）。

◆児童育成手当（育成手当）

【支給対象】18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

①父または母が死亡した児童②父または母が生死不明である児童③父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童④父または母が1年以上拘禁されている児童⑤父または母が重度の障害を有する児童⑥父母が離婚した児童⑦婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

【手当額】申請の日の翌月分から児童1人月額13, 500円※所得制限があります。

◆ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した日の属する年度の末日まで（障害がある場合は20歳未満）の児童のいるひとり親家庭およびひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します（前年度住民税課税世帯は一部負担あり）。

【対象】①ひとり親家庭の母または父②両親がいない児童などを養育している養育者③ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童

※所得制限があります。

◆ひとり親家庭ホームヘルプサービス

育児や家事などをお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

【対象】中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしている家庭

①ひとり親家庭となってから2年以内の場合②小学校低学年以下の児童がいる場合③親または中学生以下の子どもが一時的な傷病の場合④親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合⑤日常の家事および育児を行なっている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合⑥技能習得のための通学・就職活動・出張・学校の公式行事への参加等の場合

【派遣回数】月12回まで

【派遣時間】午前7時から午後10時までの間で1日2時間以上8時間まで

【援助内容】①育児②食事の世話③住居の掃除・整理整とん④被服の洗濯・補修⑤その他必要な用務

※所得に応じて費用負担があります。

◆東京都母子・女性福祉資金

都内に6か月以上住み、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の生活の安定とその児童の福祉向上を図るため、13種類の資金を無利子または低利子でお貸しします。また、一定の条件を満たす単身の女性の方にも同様の資金をお貸しします。

【資金の種類】事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金等

◆母子家庭自立支援教育訓練給付金

【支給対象】母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している家庭で、次のすべての要件を満たす方

❶児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方❷雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方❸当該講座の受講が、就職につくために必要であり、過去に訓練給付金を受給していない方

【支給対象講座】雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等

【支給額】修了した対象講座の受講料の20％相当額（上限100, 000円、ただし4, 000円以下は対象外）

◆母子家庭高等技能訓練促進費

【支給対象】母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方❶児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方❷修業年限が2年以上の養成機関において、すでに一定の過程を修業し、資格の取得が見込まれる方❸就業または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方

【支給対象資格】看護士・准看護士・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師等

【支給額・支給期間】修業期間の全期間について、申請のあった月から月額141, 000円（課税世帯の方は月額70, 500円）を支給します。

※全期間について支給されるのは平成24年3月31日までの入学者に限ります。

◆就労支援

母子家庭の方を対象に就労に関する相談や支援を行なっています。母子自立支援員が面接等を行ないますので、ご相談ください。

問合せ 子育て支援課子育て支援係☎551・1737

離職によって住居を喪失または そのおそれのある方へ

～住宅手当緊急特別措置事業が始まりました～

10月から就労能力および就労意欲のある離職者で住宅を喪失している方、またはそのおそれのある方を対象に「福生市住宅手当緊急特別措置事業」を開始しました。

【事業内容】住宅手当を支給することで、住宅の確保を図り、併せて就労に関する支援員を配置し相談指導を行ない、就労を支援します。

【要件】この事業の利用にあたっては、次の(1)および(2)の要件を満たすことが必要です。

(1)支給対象者は、支給申請時に、次のいずれにも該当する方です。

❶2年以内に離職した方

❷離職前に自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方

❸公共職業安定所へ求職申込みを行なう方

❹住居を喪失している方または住居を喪失するおそれのある方

❺原則として収入のない方※ただし、臨時的もしくは一時的な月収入が単身世帯で84, 000円、複数世帯で172, 000円以下の方も対象となります。

❻生計を同じくする同居の方の預貯金の合計が、単身世帯500, 000円、複数世帯1, 000, 000円以下の方

❼他の公的な貸付けや給付等を受けていない方

(2)支給対象者は、支給期間中に、常用就職に向けた次の就職活動等のいずれも行なうことが必要です。

❶毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること

❷毎月2回以上、支援員等による面接や支援相談などを受けること

【支給額及び支給期間】単身世帯53, 700円、複数世帯69, 800円を限度とし、支給対象者が賃貸する住宅の賃借料月額を、6か月間を限度に支給

【支給方法】住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者に支払う代理納付方式※この他にも関係書類提出や諸要件が加わる場合もあります。

問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当☎551・1735

福生市ＤＶ被害者特例給付金を支給します

配偶者等からの暴力（ＤＶ）被害者の方で、定額給付金および子育て応援特別手当（平成20年度）を受けることができなかった市内の居住者に、特例給付金を支給します。

申請方法や必要書類についてはお問い合せください。

対象者 ①ＤＶ被害を受けていることにより福生市への住民登録の変更ができないが、平成21年2月1日以前から引き続き市内に居住している方②他の自治体から同等の給付金を受けていない方※公的機関でＤＶ被害者として相談し、支援を受けたことを証明する必要があります。

給付額 <定額給付金相当額>対象者1人につき12, 000円（18歳以下または65歳以上の方は8, 000円を加算）

<子育て応援特別手当相当額>対象者１人につき36, 000円（平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれの子が2人以上おり、そのうちの第2子以降が平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子を対象）

申請期限 平成22年1月30日㈯まで

問合せ 子育て支援課子育て支援係☎551・1737

市民パソコン体験講習会開催のご案内

㈳福生市シルバー人材センター主催の無料パソコン体験講習会です。

パソコンに関心をお持ちの方、パソコンを始めたいと思っている方の参加を募集しています。Ｖｉｓｔａ対応機種での講習を用意しています。

初めての方でもシルバー人材センターの講師陣が親切ていねいに指導します。

日時 下表のとおり

場所 さくら会館1階（福生市シルバー人材センター内）

対象 おおむね20歳以上で、2日間のコースを通して参加することができる方

定員 下表の各コース8人（合計32人）※定員を超えた場合は抽選となります。（結果は後日通知します。）

申込み 『往復はがき』の**往信用裏面**に住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号・希望の講習番号（第二希望まで）、**返信用宛先**にご自分の郵便番号・住所・氏名を明記し、11月27日㈮（必着）までに〒197-0024福生市牛浜163さくら会館内福生市シルバー人材センターへ。

※応募者多数の場合、一度受講された方はご遠慮いただくことがあります。

問合せ シルバー人材センター☎553・3261

コース	講習番号	日程	内容
文章作成コース	1001	12月14日㈪・15日㈫ 午前10時～正午	【1日目】パソコン操作、文字入力、文章を入力してみよう。【2日目】簡単な文章を作成し印刷してみよう。
	1002	12月14日㈪・15日㈫ 午後1時30分～3時30分	
インターネット・メールコース	1003	12月16日㈬・17日㈭ 午前10時～正午	【1日目】パソコン操作の基礎、インターネットを使ってみよう。【2日目】電子メールを使ってみよう。
	1004	12月16日㈬・17日㈭ 午後1時30分～3時30分	

※午前、午後とも同じ内容です。（Ｖｉｓｔａ対応での講習）

12月の女性悩みごと相談～羽村市との共同事業～

日時・場所

【福生市】9日㈬午前9時～午後1時、市役所1階第1相談室

【羽村市】2日㈬・16日㈬午後1時30分～4時30分、羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室

※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市広報広聴係☎551・1568、羽村市市民相談係☎555・1111へ。

特別障害者手当等振込みのお知らせ

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置の福祉手当を11月10日ごろに振り込みます。

問合せ 社会福祉課障害福祉係☎551・1742

広報ふっさ10月15日号掲載記事の訂正について 6面「家庭の日」図画入選作の紹介の記事中、入選者（二席）の方のお名前が「岡部愛未」さんとありますが、「岡崎愛未」さんの誤りです。訂正してお詫びします。**問合せ** 子ども育成課子ども育成係☎551・1733

シルバー人材センター入会説明会 日時 11月9日㈪午前10時 場所 シルバー人材センター（さくら会館内） 問合せ シルバー人材センター☎553・3261